

《排水基準一覧》

1 有害物質に係る排水基準

特定施設等を有する全ての工場、事業場からの全ての排水水について適用されます。
基準は別表－１のとおりです。

2 有害物質以外のものに係る排水基準

特定施設等を有し、1日当たりの平均的な排水水の量が10立方メートル以上である工場、事業場からの全ての排水水について適用されます。
基準は別表－２のとおりです。

なお、排水基準について、別表に示すもののほか、一部の業種に対して適用猶予や期限を定めて緩い基準（暫定排水基準）が適用されているものがあります。不明な場合は尋ね下さい。

別表－１ 有害物質に係る排水基準

項目等	許容限度（基準値）	単位
カドミウム及びその化合物 (Cd)	0.01	mg/L
シアン化合物 (CN)	0.1	mg/L
有機燐化合物(パ ^ラ チオ、メ ^ル パ ^ラ チオ、メ ^ル ジ ^メ ト)	検出されないこと	—
鉛及びその化合物 (Pb)	0.1	mg/L
六価クロム化合物 (Cr6+)	0.05	mg/L
砒素及びその化合物 (As)	0.05	mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の化合物 (T-Hg)	0.005	mg/L
アルキル水銀化合物 (R-Hg)	検出されないこと	—
P C B	0.003	mg/L
トリクロロエチレン	0.1	mg/L
テトラクロロエチレン	0.1	mg/L
四塩化炭素	0.02	mg/L
ジクロロメタン	0.2	mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	mg/L
1,3-ジクロロプロパン	0.02	mg/L
チウラム	0.06	mg/L
シマジン	0.03	mg/L
チオベンカルブ	0.2	mg/L
ベンゼン	0.1	mg/L
セレン及びその化合物 (Se)	0.1	mg/L
ほう素及びその化合物 (B)	10	mg/L
ふっ素及びその化合物 (F)	8	mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100※1	mg/L
1,4-ジオキサン	0.5	mg/L

備考 この表に掲げる数値は、最大値とする。

※1 「アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物」の許容限度は「アンモニア性窒素×0.4」＋「亜硝酸性窒素」＋「硝酸性窒素」の合計値とする。

別表－２ 有害物質以外のものに係る排水基準

項目等	許容限度（基準値）	単位
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以上 8.5 以下	水素指数
生物化学的酸素要求量 ※1 (BOD)	別表２－１	－
化学的酸素要求量 ※1 (COD)		－
浮遊物質 (SS)		－
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (鉱油類含有量)	5	mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (n-Hex) (動植物油脂類含有量)	20	mg/L
フェノール類含有量	1	mg/L
銅含有量 (Cu)	1	mg/L
亜鉛含有量 (Zn)	1	mg/L
溶解性鉄含有量 (S-Fe)	10	mg/L
溶解性マンガン含有量 (S-Mn)	10	mg/L
クロム含有量 (Cr)	0.1	mg/L
大腸菌数	800	CFU/mL
アンチモン含有量 ※2 (Sb)	0.05	mg/L
窒素含有量 (T-N)	別表２－２	－
燐含有量 (T-P)		－

備考１ この表に掲げる排水基準は、１日当たりの平均的な排水の量が 10 立方メートル以上である特定事業場について適用する。

２ この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽及び下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。

３ 排水口が 2 以上ある場合は、個々の排水口ごとにこの排水基準を適用する。

※１ 滋賀県では、排出先（湖沼または河川等）に関わらず、生物化学的酸素要求量（BOD）および化学的酸素要求量（COD）の排水基準が適用されます。

※２ 滋賀県では、横出し基準として、アンチモン含有量（Sb）に係る基準を定めています。

※３ 滋賀県では、上記表による各項目の基準値に加えて、排水先の公共用水域において人の健康または生活環境に支障をきたすような温度の変化をもたらさないことおよび色、臭気を帯びていないことを求めています。

別表2-1 BOD、COD、SSに係る排水基準

区分		1日の平均的な排水の総量 (単位:立方メートル)	既設			新設		
			BOD	COD	SS	BOD	COD	SS
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	100	100	90	60	60	90
		30以上50未満	70	70	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	弁当製造業	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	繊維工業	10以上30未満	80	80	90	60	60	90
		30以上50未満	60	60	90	50	50	90
		50以上1,000未満	50	50	70	40	40	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
	ゼラチン製造業及び紙製造業(備考9)	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	50	50	90	40	40	90
		50以上1,000未満	40	40	70	30	30	70
		1,000以上	30	30	70	20	20	70
	その他製造業	10以上30未満	70	70	90	40	40	90
		30以上50未満	40	40	90	30	30	90
		50以上1,000未満	30	30	70	20	20	70
		1,000以上	20	20	70	15	15	70
その他の業種	畜産農業またはサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上	120	120	150	120	120	150
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	30	30	70	20	20	70
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表2-3					
	下水道終末処理施設	10以上	20	20	70	20	20	70
	その他の事業場	10以上30未満	90	90	90	30	30	90
		30以上50未満	70	70	90	30	30	90
		50以上1,000未満	50	50	70	30	30	70
		1,000以上	40	40	70	30	30	70

備考1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、(2)について既に新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

(1) 平成8年7月1日に既に水濁法または公防条例に基づく特定施設を設置している事業場

(2) 平成8年7月1日以降、新たに特定施設になった施設を既に設置している事業場

※「設置している」とは、設置の工事をしていた場合も含める

2 この表の新設の欄の排水基準は、1に示す日以降に特定施設を設置した事業場からの排水について適用する。

ただし、既に既設の排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。

3 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である特定事業場について適用する。

4 この表に掲げる数値は、最大値とする。

ただし、し尿処理施設、し尿浄化槽および下水道終末処理施設にあっては、日間平均値とする。

6 製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準が適用される。

7 製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

8 その他業種に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものが適用される。

9 「ゼラチン製造業及び紙製造業」の区分は、新設では「ゼラチン製造業」と読み替えることとし、新設の「紙製造業」は「その他製造業」の区分に該当する。

別表 2-2 T-N、T-Pに係る排水基準

- (A) 水質汚濁防止法に基づく特定施設を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場
T-N: 120 (日間平均 60) T-P: 16 (日間平均 8)
- (B) (A)以外の事業場 下表のとおり

区分		1日の平均的な排水の 総量(単位:立方メートル)	既設		新設	
			T-N	T-P	T-N	T-P
製造業	食料品製造業(弁当製造業を除く。)	10以上30未満	40	8	30	2
		30以上50未満	25	4	20	2
		50以上1,000未満	20	3	12	1.5
		1,000以上	15	2	10	1
	弁当製造業	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2
	繊維工業	10以上30未満	40	6	30	2
		30以上50未満	15	2	12	1.2
		50以上1,000未満	12	1.5	8	0.8
		1,000以上	10	1	8	0.5
	化学工業(ゼラチン製造業を除く。)	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	12	2	10	1.2
		50以上1,000未満	10	1.5	8	0.8
		1,000以上	8	1	8	0.5
	ゼラチン製造業及び紙製造業	10以上30未満	20	5	15	2
		30以上50未満	20	2	15	1.2
		50以上1,000未満	15	1.5	10	0.8
		1,000以上	12	1	10	0.5
	その他製造業	10以上30未満	40	2	20	2
		30以上50未満	15	1.5	12	1
		50以上1,000未満	12	1.2	8	0.6
		1,000以上	8	0.8	8	0.5
その他の業種	畜産農業又はサービス業に係る豚房、牛房、馬房	10以上50未満	80	25(サービス業に係るものにあつては16)	45	15
		50以上	80		45	15
	し尿処理施設(し尿浄化槽を除く。)	10以上	20	2	10	1
	し尿浄化槽(し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る。)	10以上	別表 2-3			
	下水道終末処理施設	10以上3,000未満	20	1	20	0.5
		3,000以上			15	0.5
	その他の事業場	10以上30未満	60	8	45	6
		30以上50未満	30	5	25	4
		50以上1,000未満	25	5	20	3
		1,000以上	20	3	20	2

備考 1 この表の既設の欄の排水基準は、次の事業場からの排水について適用する。ただし、それぞれに示す日以前に既に水濁法またはNP条例の新設の排水基準が適用されている場合、既設の基準は適用されない。

- (1)平成8年7月1日に既に水濁法に基づく特定施設を設置している事業場
- (2)NP条例に基づく指定施設になった日に、既にその施設を設置している事業場
- (3)平成8年7月1日にNP条例に基づく指定施設を設置している事業場で、1日の平均的な排水量が10立法メートル以上30立方メートル未満の事業場
- (4)(1)に示す日以降に新たに特定施設になった施設を設置している事業場
- (5)(1)および(3)平成8年7月1日に既に水濁法またはNP条例に基づく特定施設を設置している事業場

※「設置している」とは、設置の工事をしていた場合も含める

- 2 この表の新設の欄の排水基準は、1-(1)に示す日以降に特定施設を設置した事業場及び1-(2)に示す日以降に汚水発生施設を設置した事業場からの排水について適用する。ただし、既に既設の排水基準が排水基準が適用されている事業場については、新設の基準は適用されない。
- 3 この表に掲げる数値は、最大値とする。ただし、し尿処理施設下水道終末処理施設については、日間平均値である。
- 4 製造業に係る施設を有する工場で、その他業種に係る施設を有するものについては、製造業に係る排水基準を適用する。
- 5 製造業に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。
- 6 その他業種に係る区分のうち2以上の区分に属する事業場については、それらの排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

別表２－３ し尿浄化槽（し尿浄化槽のみを設置する工場等に限る）に係る排水基準

規模	設置時期	BOD	COD	SS	T-N	T-P
51～100 人槽	H8. 6. 30 以前に設置	60	60	60	60	8
	H8. 7. 1 以降に設置	20	20	60	45	6
101～500 人槽 (みなし特定施設を除く)	S51. 6. 30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51. 7. 1～H8. 6. 30 に設置	30	30	60	60	8
	H8. 7. 1 以降に設置	20	20	60	40	5
201～500 人槽 (みなし特定施設)	S51. 6. 30 以前に設置	60	60	60	60	8
	S51. 7. 1～S60. 7. 14 に設置	30	30	60	60	8
	S60. 7. 15～H8. 6. 30 に設置	30	30	60	40	5
	H8. 7. 1 以降に設置	20	20	60	40	5
501 人槽以上	～S60. 7. 14 に設置	20	20	60	25	5
	S60. 7. 15 以降に設置	20	20	60	20	5

備考

- 1 みなし特定施設：琵琶湖流域に設置される 201～500 人槽の浄化槽
- 2 501 人槽以上の浄化槽を有している事業場で、琵琶湖及び南郷洗堰より上流の瀬田川の流域に排水する事業場以外の事業場は、T-N：120（日間平均 60） T-P：16（日間平均 8）